

議案第39号

葛飾区プールに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

プールの経営の許可を要しない者に幼保連携型認定こども園を経営する者を加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区プールに関する条例の一部を改正する条例

葛飾区プールに関する条例（昭和50年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「単に」を削る。

第3条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改め、同項ただし書中「又は同法第134条に規定する各種学校」を「若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に、「当該学校」を「当該施設」に、「又は学生」を「、学生又は園児」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1号中「整とんし」を「整頓し」に改め、同条第4号中「かかつて」を「かかつて」に改める。

第9条から第11条までの規定中「一」を「いずれか」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。